

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件
控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫
被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

準備書面(4)

平成27年11月17日

大阪高等裁判所第7民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



平成27年10月27日、30日付被控訴人(以下第一審本訴原告)提出の準備書面(2)、(3)について控訴人(以下第一審本訴被告)は下記の通り反論する。

第1 はじめに

第一審本訴被告提出の平成27年10月30日付け準備書面(2)、(3)より、第一審本訴原告は、顧問弁護士となっている、訴外有限会社 銀徳及び、代表者取締役 吉村公俊が、身障者雇用助成金詐欺未遂を働いた証拠を隠蔽するために、その当事者である■■■■氏が、その犯罪事実を暴露するのを恐れ、■■■■氏が、投稿したサイトに■■■■氏の投稿を削除要求する文書を送付していたのは明白である。

これは、刑法第104条の証拠隠滅等に思料される犯罪行為である。

本訴訟も、第一審原告が、その刑法第104条に思料される行為を隠蔽するために提起したものと
思料するのが、妥当である。

第2 第一審原告が、準備書面（3）で主張する文書リストについて

第一審原告が、主張する文書リストについては、乙第71号証で分析の結果、98の文書のうち、約三分の二が重複しており、存在する文書の中には、他裁判の裁判資料も含まれている。これは、第1で指摘した第一審原告が自分の犯罪行為を隠蔽するために主張しているのにほかならない。

多数の重複は、実際の文書数より、文書が多いように見せかけようとした工作だと、判断されても仕方のない行為である。

第3 結論

本件について、第一審原告は第一審被告に対して、第一審被告の裁判資料、懲戒請求資料の公開は、違法行為だと主張しているが、第一審原告の犯罪行為が思料される中、第一審被告の裁判資料、懲戒請求資料の公開は、刑法230条の2の2項の「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす」に該当するのは、明白である。そのため、名誉に対する罪には当然、あたらない。しかるに、原判決が誤りであるのは、明らかであり、原判決を直ちに取り消し、第一審原告の控訴は棄却を行い、第一審被告の反訴の訴えを認めるべきである。

以 上